

様式第九十五号「検定合格証紙の枚数」を削り、
同様式第九十五号は表記中の「楷書」や「楷書」に沿る、回付類
中へや述べ、の述べられ、の述べらるるものとし。
6 この申請に係る医薬品又は医療機器の検定が2以上の製造段階について行われるべき場合にあ
つては、この申請に係る製造段階の別について、医薬品又は医療機器の名称欄に併せて記載する
こと。

様式第九十五号の「付書」や「楷書」に沿る、回付類の件「よって」や「よつて」に沿る。
様式第九十五号の「付書」や「楷書」に沿る、回付類の件「よつて」や「よつて」に沿る。

様式第九十五号の「付書」や「楷書」に沿る、回付類の件「よつて」や「よつて」に沿る。

様式第九十五号の「付書」や「楷書」に沿る、回付類の件「よつて」や「よつて」に沿る。

様式第九十五号の「付書」や「楷書」に沿る、回付類の件「よつて」や「よつて」に沿る。

第96号(第二百条関係) 検定合格証明書

出願者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 出願者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

医薬品又は医療機器の名称	合格番号	製造番号又は 製造記号	数量	備考
上記の(医薬品) 年 月 日				

上記の(医療機器)は、薬事法第四十三条(第二項)に規定する検定に合格したことを見証する。

国立感染症研究所長 印

国立医薬品食品衛生研究所長

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。

様式第九十七(第二百二条関係) 検定記録表

製造販売業者又は選任 製造販売業者の氏名

品目(名称)	合否決定年月日及び対象 数量

製造番号又は製造記号	封印解除年月日及び対象 数量

製造年月日及び製造数量	合否年月日を表示した年 月日及び対象数量

検定申請年月日及び申請 数量	都道府県確認年月日及び 対象数量

抜取り年月日及び抜取 数量	出荷判定年月日及び対象 数量

の合 別否	備 考	抜取り
		封印解除
確認	合格番号	
	不合格品の処置	

(注意)

- 1 この記録表は、各品目の製造番号又は製造記号ごとに作成すること。
- 2 検定合格証明書の交付を受けた場合は、この記録表とともに保管すること。

審査 (施行期日)

- 1 1 この省令は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 2 検定合格証明書の交付を受けた場合は、この記録表とともに保管すること。
- 3 3 この省令の施行の際現にあつて改訂された規程(以下「田様式」といふ。)によるもののみなす。この省令の施行の際現にあつて田様式(同様式第九十七を除く)による用紙については、前文の間にこれを取り繕つて使用するにじかじかである。

内閣府告示第百三十六号
家庭用品質表示法(昭和三十七年法律第百四〇号)第三条第一項の規定に基づき、合成樹脂加工品
品質表示規程の一部を改正する旨を次のように定める。

平成15年6月11日
合成樹脂加工品品質表示規程の一部を改正する旨を示す。

内閣総理大臣 安倍 順一

合成樹脂加工品品質表示規程(平成九年通商産業省告示第百七十一号)の一部を次のように改正
する。

第一條第一項の表中「メタクリル酸メチルを主成分として重合した合成樹脂」を
メタクリル酸メチルを主成分として重合した合成樹脂 メタクリル樹脂
メタクリル樹脂

に改める。
第一條第一項の表中「プラスチック製食器」を「プラスチック製食器類」に改める。

この告示は、公布の日から施行する。

内閣府告示第百三十七号

家庭用品質表示法(昭和三十七年法律第百四〇号)第三条第一項の規定に基づき、雑貨工業品品質
表示規程の一部を改正する旨を示す。

平成十五年六月十一日

内閣総理大臣 安倍 順一

雑貨工業品品質表示規程(平成九年通商産業省告示第百七十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中洋傘の項を次のように改める。

洋傘

一 傘の生地の組成
二 親骨の長さ
三 取扱い上の注意

別表第二第三号(三)本文中「事項を」の下に「製品の形状又は品質に応じて適切に」を加え、「(ビーパラソル及びガーデンパラソルに限る。)」を削り、同号(三)イ中「閉じる旨」の下に「(ビーチパラソル及びガーデンパラソルに限る。)」を加え、同号(三)に次のように加える。

ハ 傘の開閉時及びシャフトの伸縮時には、顔や身体から離して使用する旨(ジャンプ式の折りたたみ傘に限る。)。

二 使用方法に関する注意事項。

別表第二第四号合成洗剤の項中「合成洗剤試験方法」を「家庭用合成洗剤試験方法」に改め、同項

別記(三)ロ中「試薬級」を「試薬特級」に改める。

別表第二第四号洗濯用又は台所用の石けん(二)中「合成洗剤試験方法」を「家庭用合成洗剤試験

方法」に改める。

別表第二第四号住宅用又は家具用の洗浄剤(二)ホの表中「日本工業規格K八九五一(硫酸)」を「日

本工業規格K八九五一(硫酸)(試薬)」に改め、同項別記一(三)ロ中「試薬一級」を「試薬特級」

に改め、同項別記二(三)ロ中「試薬一級」を「試薬特級」に改める。

別表第二第六号ウレタンフォームマットレス(三)中「十寸法」を「五・三寸法の許容差」に改め、同項

別表第二第六号ウレタンフォームマットレス(三)中「軟質発泡材料—物理特性の求め方—第一部・硬さ及び圧縮応力—ひずみ特性の求め方」に改め、「D法」を「D法(二)

泡材料—物理特性—第一部・硬さ及び圧縮応力—ひずみ特性の求め方」に改め、「D法」を「D法(二)

泡材料—物理特性—第一部・硬さ及び圧縮応力—ひずみ特性の求め方」に改め、「D法」を「D法(二)

泡材料—物理特性—第一部・硬さ及び圧縮応力—ひずみ特性の求め方」に改め、「D法」を「D法(二)

(六) 取扱い上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。

イ 直射日光又は熱を避ける旨。

ロ 乳幼児の転落の防止に関する注意事項(乳幼児が使用するものに限る。)。

別表第二第十八号別記(三)ロ中「試薬一級」を「試薬特級」に改める。

別表第二十九号クレンザー(二)中「合成洗剤試験方法」を「家庭用合成洗剤試験方法」に改め、同項別記(三)ロ中「試薬一級」を「試薬特級」に改める。

別表第二十九号その他の磨き剤(二)イ中「科学」を「化学」に改める。

附 則

(施行期日) この告示は、平成二十五年六月十一日から施行する。

1 平成二十五年十一月三十日までの間に雑貨工業品の品質に関する表示が行われるものについては、この規定は適用(経過措置)しない。

2 前項の規定に基づき雑貨工業品の品質に関する表示が行われたものについては、この規定は適用(経過措置)しない。

○内閣府告示第二百三十八号

家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)第三条第一項の規定に基づき、電気機械器具品

質表示規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年六月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

電気機械器具品質表示規程(平成九年通商産業省告示第六百七十三号)の一部を次のように改正する。
別表第二第十五号(三)本文中「初特性試験に規定する方法」を光学的特性に規定する試験方法に改め、同号(三)イ中「C八一〇八(蛍光灯安定器)のランプ電流及びランプ電力試験」を「C八一〇八(蛍光灯安定器)性能要求事項)のランプ電力及び電流試験」に改め、同号(三)ロの備考中「C八一〇八(蛍光灯安定器)の付属書」を「C八一一八(蛍光灯安定器)性能要求事項)の附属書D」に改め、「試験用ランプ」の下に「又は日本工業規格C八一一七(蛍光灯電子安定器)の附属書B試験用ランプ」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○財務省告示第二百九十九号

国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第五条第十一項の規定に基づき、平成二十五年五月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

成 平成二十五年六月十一日

一 名称及び記号 利付国庫債券(二年)(第三百二十八回)

二 発行の根拠法律及び 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第四十六条第一項

その条項

三 振替法の適用等

社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)。以下「振替法」という。

四 発行方法 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第四十六条第一項

その条項

五 募入決定の方 法

価格競争入札による発行(以下「価格競争入札発行」という)、価格競争入札と同時に実行される入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率をその利率とし、

価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行(以下「非競争入札発行」という)、価格競争入札と同時に実行される入札であつて、財務大臣が各國債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによ

る発行(以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という)。

及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であつて、財務大臣が各國債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行(以下「国債市場特別参加者・第II非価格競争入札発行」という)。

六 借入額

各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

各申込みの応募額を案分により割り当てる。

各申込みの応募額を案分により割り当てる。